

単体ソルベンシー・マージン比率

国内の保険会社は、保険業法施行規則第86条及び第87条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づき、単体ソルベンシー・マージン比率を算出しております。

保険会社は、保険金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、資産の大幅な価格下落等、通常の前測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

この「通常の前測を超える危険」を示す「単体リスクの合計額」（下表の(B))に対する「保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」（すなわち単体ソルベンシー・マージン総額：下表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「単体ソルベンシー・マージン比率」（下表の(C))であります。

単体ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつであります。その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

なお、前事業年度の比率は、平成28年内閣府令第16号及び平成28年金融庁告示第10号の改正内容を反映する前の規定に基づいて算出されており、「(A)単体ソルベンシー・マージン総額」の「その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益（税効果控除前）」は、その他有価証券評価差額金（税効果控除前）の金額を記載しております。

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
(A) 単体ソルベンシー・マージン総額	8,023	7,721
資本金又は基金等	6,710	6,285
価格変動準備金	41	49
危険準備金	0	0
異常危険準備金	1,135	1,191
一般貸倒引当金	0	0
その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益（税効果控除前）	135	194
土地の含み損益	-	-
払戻積立金超過額	-	-
負債性資本調達手段等	-	-
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等 のうち、マージンに算入されない額	-	-
控除項目	-	-
その他	-	-
(B) 単体リスクの合計額 $\sqrt{(R_1 + R_2)^2 + (R_3 + R_4)^2} + R_5 + R_6$	6,269	6,701
一般保険リスク (R ₁)	5,719	6,129
第三分野保険の保険リスク (R ₂)	-	-
予定利率リスク (R ₃)	0	0
資産運用リスク (R ₄)	735	818
経営管理リスク (R ₅)	202	217
巨大災害リスク (R ₆)	300	300
(C) 単体ソルベンシー・マージン比率 [(A) / {(B) × 1/2}] × 100	255.9%	230.4%